

〈白河市奨学資金・入学一時金制度のご案内〉

白河市にお住まいの中学生・高校生・保護者の皆さまへ

本市では、経済的な理由により修学が困難な学生・生徒に奨学資金を貸与する制度と、大学や専修学校に入学する準備金として、保護者に入学一時金を貸与する制度があります。



◇奨学資金貸与◇

応募資格

- ・来年4月に、**高校**、**高等専門学校**、**専修学校（専門課程で修業年限2年以上）**、**大学（短期大学を含む）**に進学を予定している方、または在学している方で、品行が正しく学習意欲があり、身体が強健であること。
- ・市内に引き続き1年以上住所を有していること。
- ・世帯の経済的理由により修学が困難と認められる方（保護者またはそれに代わる方の所得合計額から教育委員会が定める特別控除額を除いた額が700万円以下の方）。※
- ・国・県または他の団体から同種の奨学資金の貸与を受けていないこと。

※特別控除額については、家族状況等により控除額が変わりますので、詳しくは、市ホームページ上の特別控除額表を確認ください。

奨学生の種類と貸与月額（無利息）

- ・高校生、高等専門学校生 . . . 月額 3万円以内
- ・専修学校生（専門課程で修業年限2年以上） . . . 月額 4万円以内
- ・大学生（短期大学を含む） . . . 月額 5万円以内

◇入学一時金貸与◇

応募資格

- ・来年4月に、**大学（短期大学を含む）**又は**専修学校（専門課程で修業年限2年以上）**に進学を予定している生徒の保護者であること。
- ・経済的理由により借受けが必要であること。
- ・市内に引き続き3年以上住所を有していること。
- ・市内に居住し、保証能力を有する保証人が2名いること。
- ・申請者本人の前年の所得が450万円以下であること。
- ・市税の滞納がないこと。

貸与額（無利息）

- ・医師・歯科医師課程 . . . 100万円以内
- ・上記以外 . . . 70万円以内



○募集期間は、いずれも10月15日（火）～12月13日（金）を予定しています。詳しくは、市の広報紙やホームページをご確認ください。



問い合わせ先：白河市教育委員会 教育総務課 TEL0248-22-1111（内線2361）